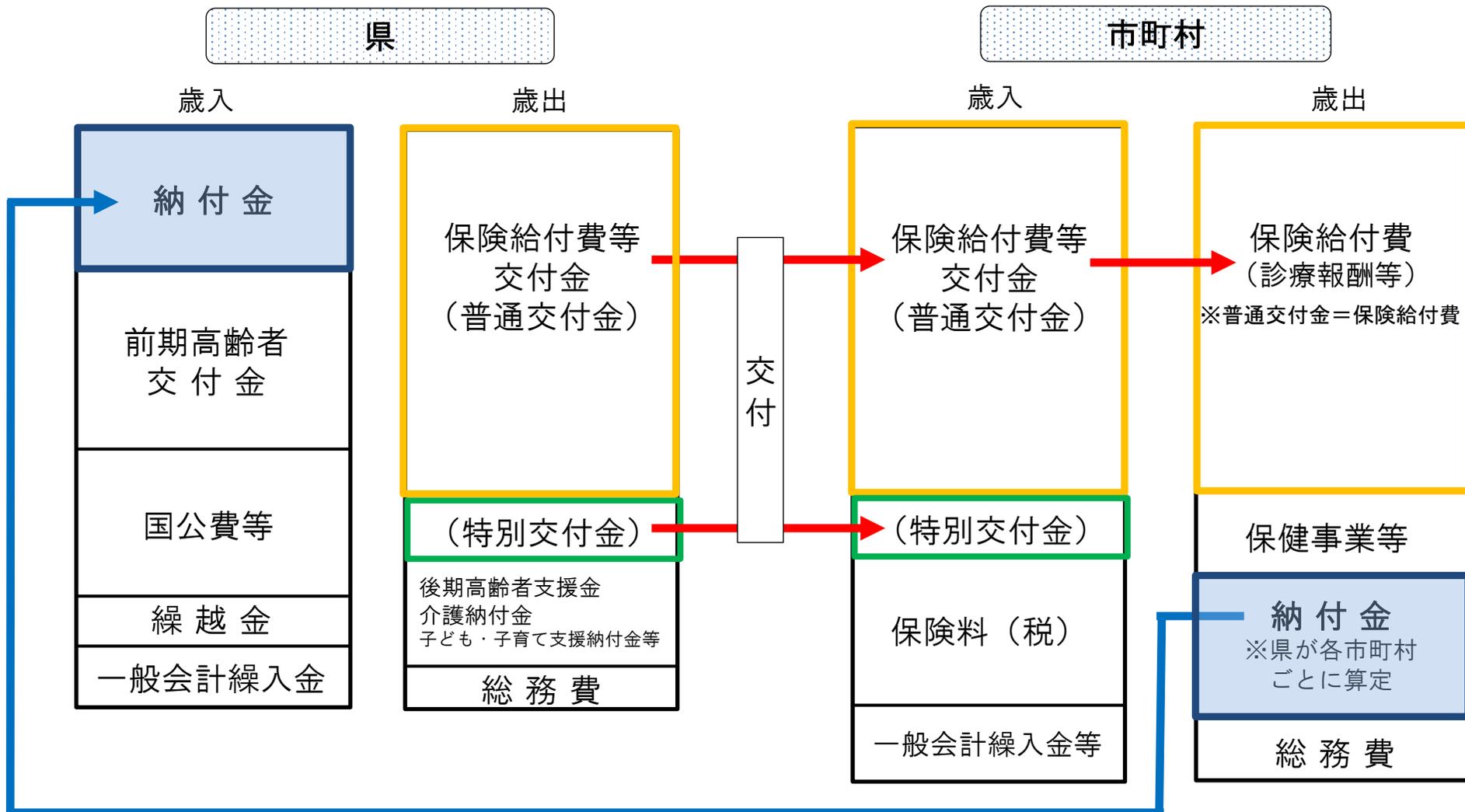


# 令和8年度国保特別会計予算（案）

# 岡山県国民健康保険特別会計について

県国保特別会計において、納付金の収納や保険給付費等交付金の交付等を行う。

## 【国保特別会計のイメージ】



# 令和8年度県国保特別会計（歳入）

（単位：百万円）

歳入科目		予算額		増減	備考
		R8年度	R7年度		
納付金		44,231	44,991	△ 760	市町村からの納付金
内 訳	医療給付費分	30,059	31,659	△ 1,600	
	後期高齢者支援金分	9,909	10,186	△ 277	
	介護納付金分	3,300	3,146	154	
	子ども・子育て支援納付金分	963	0	963	
国庫支出金		46,336	45,978	358	
内 訳	療養給付費等負担金	29,707	30,140	△ 433	医療給付に要した費用の32%定率国庫負担金
	高額医療費負担金	1,186	1,214	△ 28	レセプト90万円超対象 国負担分
	普通調整交付金	12,109	11,267	842	都道府県間の調整のために交付
	特別調整交付金	1,410	1,242	168	都道府県・市町村の個別の事情に応じて交付
	保険者努力支援制度交付金	1,662	1,849	△ 187	医療費適正化等に向けた取組等評価に応じて交付
	その他	262	265	△ 3	特定健康診査等負担金、特別高額医療共同事業負担金
前期高齢者交付金		57,671	58,884	△ 1,213	前期高齢者の偏在を調整するため支払基金からの交付
共同事業交付金		570	527	43	特に高額な医療費に係る都道府県間で行う共同事業の交付金
一般会計繰入金		9,765	9,913	△ 148	法定の県一般会計からの繰入金
基金繰入金		13	13	0	保険者機能強化の財源
繰越金		2,892	3,965	△ 1,073	繰越金
その他		96	41	55	基金運用利息、保険給付費等交付金返還金、出産育児交付金
歳入合計		161,573	164,312	△ 2,739	

※四捨五入の関係で、各科目の内訳及び合計の額が一致しない場合がある。

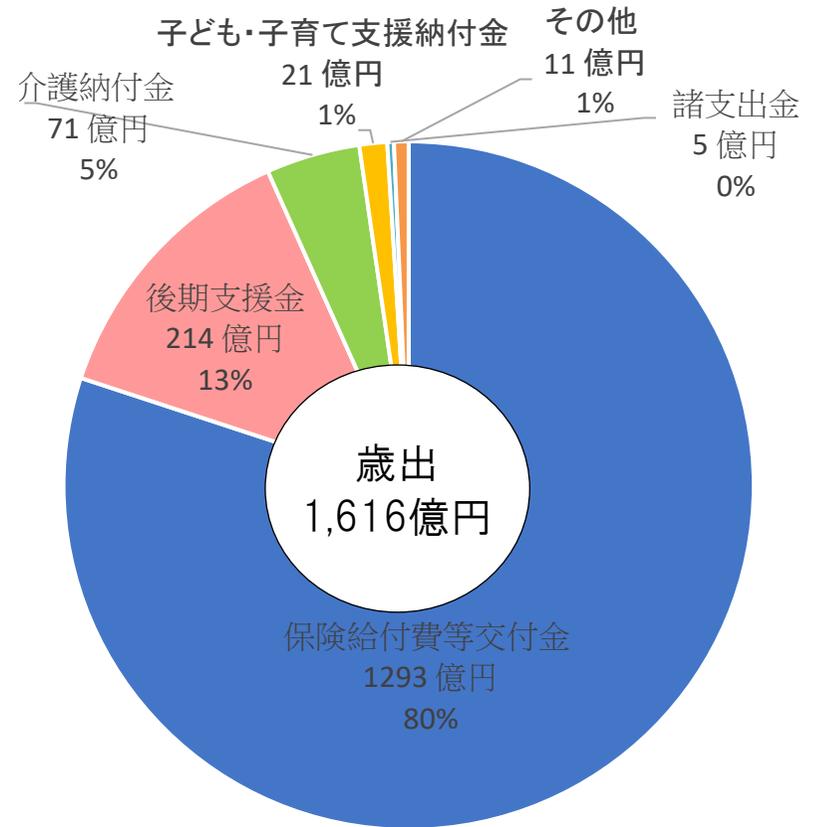
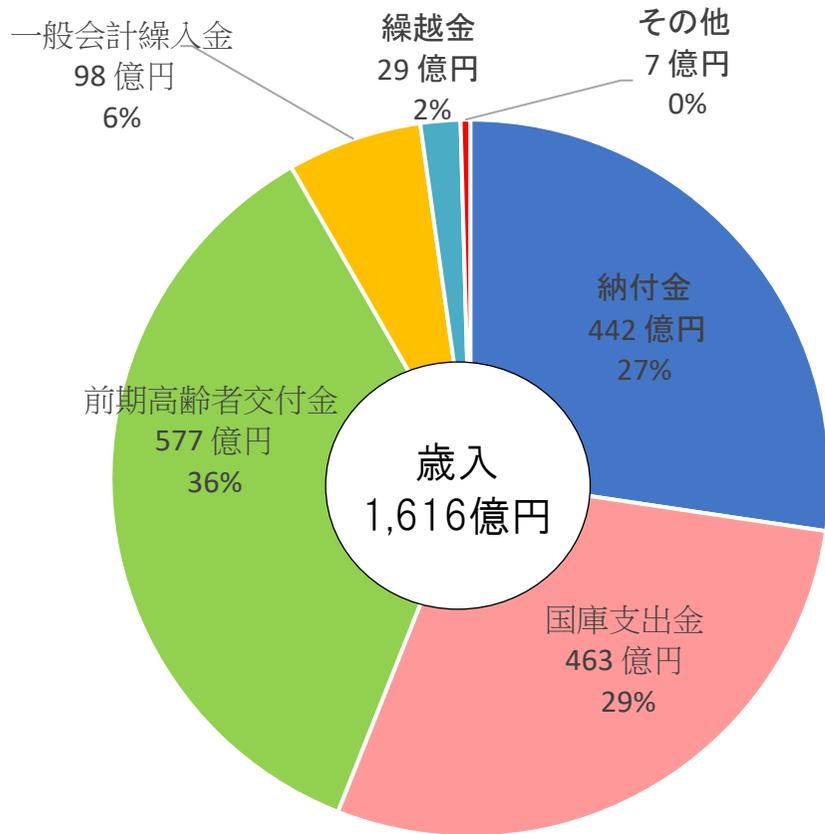
# 令和8年度県国保特別会計（歳出）

（単位：百万円）

歳出科目		予算額		増減	備考
		R8年度	R7年度		
保険給付費等交付金		129,297	133,859	△ 4,562	
内 訳	普通交付金	126,573	131,366	△ 4,793	市町村の保険給付に要した費用の全額を交付
	特別交付金	2,724	2,492	232	市町村ごとの個別の事情・事業に応じて交付
後期高齢者支援金等		21,386	21,738	△ 352	後期高齢者医療制度を支える財源として支払基金へ納付
前期高齢者納付金等		42	23	19	前期高齢者の偏在を調整するため支払基金へ納付
介護納付金		7,139	6,875	264	介護第2号被保険者分として支払基金へ納付
共同事業拠出金		570	527	43	特に高額な医療費に係る都道府県間で行う共同事業の拠出金
基金支出金		13	13	0	レセプト点検及び保健事業支援体制の強化に要する経費
保健事業費		127	129	△ 2	保健事業の実施に要する経費
基金積立金		304	48	256	財政安定化基金及び保険者機能強化基金の積立に要する経費
諸支出金		521	1,035	△ 514	国庫等の返納金
繰出金		9	9	0	一般会計への返納金
子ども・子育て支援納付金		2,103	0	2,103	子育て世帯を支える財源として支払基金へ納付
その他		61	58	3	人件費及び事務費等
歳出合計		161,572	164,312	△ 2,739	

※四捨五入の関係で、各科目の内訳及び合計の額が一致しない場合がある。

# 令和8年度予算の歳入歳出の構成



※四捨五入の関係で、各科目の内訳及び合計の額が一致しない場合がある。

# 【参考】令和8年度の国保財政の姿（全国ベース）

医療給付費総等総額：約102,000億円

市町村への地方財政措置：1,000億円

## 保険者努力支援制度

- 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。  
事業規模：約1,300億円

※ 保険者努力支援制度には約88億円が特調より別に交付

## 特別高額医療費共同事業

- 著しく高額な医療費（1件420万円超）について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。  
国庫補助額：60億円

## 高額医療費負担金

- 高額な医療費（1件90万円超）の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担。  
事業規模：3,600億円

## 産前産後保険料免除制度

- 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を公費で支援。  
（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）  
事業規模：16億円

## 子ども保険料軽減制度

- 未就学児に係る均等割保険料について保険料額の5割を公費で支援。  
（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）  
事業規模：80億円

## 財政安定化支援事業

## 保険者努力支援制度

## 特別高額医療費共同事業

## 高額医療費負担金

## 保険料

22,700億円

## 産前産後保険料免除制度

## 子ども保険料軽減制度

## 保険者支援制度

## 低所得者保険料軽減制度

## 保険者支援制度

- 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援。  
（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）  
事業規模：2,800億円

## 低所得者保険料軽減制度

- 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。  
（都道府県 3/4、市町村 1/4）  
事業規模：4,600億円

## 調整交付金(国)

(9%)

7,600億円

## 定率国庫負担

(32%)

20,800億円

## 都道府県繰入金

(9%)

5,900億円

## 前期高齢者交付金

33,500億円

## 調整交付金(国)

- 普通調整交付金(7%)  
都道府県間の財政力の不均衡等(医療費、所得水準)を調整するために交付。
- 特別調整交付金(2%)  
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。

## 前期高齢者交付金

- 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。

## 【財政安定化基金】

- 貸付・交付分  
給付増や保険料収納不足により財源不足になった場合に備え、都道府県に基金を設置し、都道府県・市町村に対して貸付・交付を行う。
- 財政調整事業分  
納付金の著しい上昇の抑制その他の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に取り崩す。

50%

50%